

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分	基準値(mg/l)			
		Cc, Cco	Cci	Ccj	
2	畜産農業	70	70	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	60	
4	非金属鉱業	20	20	20	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	60	50	30	
6	乳製品製造業	40	40	30	
7	畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	60	50	40	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	50	40	40	
9	寒天製造業	80	80	80	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	40	40	30	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	60	40	30	
12	冷凍水産物製造業				
13	冷凍水産食品製造業	60	50	40	
14	水産食料品製造業(8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む)				
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	(1)みかん缶詰製造工程	90	60	40
		(2)その他のもの	60	40	30
16	野菜漬物製造業	60	40	40	
17	味そ製造業	70	70	50	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業				
19	うま味調味料製造業	30	30	30	
20	ソース製造業				
21	食酢製造業	50	40	30	
22	砂糖精製業	40	40	40	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	40	
24	小麦粉製造業	40	40	30	
25	パン製造業	50	40	30	
26	生菓子製造業				
27	ビスケット類・干菓子製造業	40	40	30	
28	米菓製造業	50	50	40	
29	パン・菓子製造業(25の項から前項までに掲げるものを除く。)				
30	植物油脂製造業	50	50	40	
31	動物油脂製造業				
32	食用油脂加工業	50	50	40	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	120	110	100	
34	穀類でんぷん製造業	50	50	40	
35	めん類製造業	60	40	30	
37	豆腐・油揚げ製造業	60	40	40	
38	あん類製造業	70	70	50	
39	冷凍調理食品製造業	40	30	30	

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分		基準値(mg/l)		
			Cc, Cco	Cci	Ccj
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの		40	40	40
41	清涼飲料製造業		40	30	30
42	果実酒製造業		30	30	30
43	ビール製造業				
44	清酒製造業	(1)日平均排水量1,000m <sup>3</sup> 以上の事業場	40	40	30
		(2)日平均排水量1,000m <sup>3</sup> 未満の事業場			
45	蒸留酒・混成酒製造業		20	20	20
46	インスタントコーヒー製造業				
47	配合飼料製造業				
48	単体飼料製造業				
49	有機質肥料製造業		30	20	20
50	たばこ製造業				
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)		30	30	30
55	繊維工業(51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの		80	80	70
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの		90	90	90
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの		40	40	30
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)		80	80	80
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		90	90	90
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		50	50	50
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの				
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		90	90	80
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの		70	70	60
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの		40	40	40
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの				
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの				
68	繊維工業(55の項から前項までに掲げるものを除く。)		30	30	30
69	一般製材業又は木材チップ製造業		40	40	40
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	(1)接着機洗浄水を循環するもの	30	30	20
		(2)その他のもの	40	40	40
75	木材薬品処理業		30	30	30
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの		80	80	70
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの		70	70	60
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの		50	50	50

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分	基準値(mg/l)			
		Cc, Cco	Cci	Ccj	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	140	130	130	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。 )又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。 )に係るもの	80	80	80	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	60	60	50	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。 )に係るもの	(1)精選行程においてドラム型洗浄機を使用しているもの	80	70	70
		(2)その他のもの	70	70	70
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	70	70	55	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。 )に係るもの	90	90	80	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	120	120	70	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。 )に係るもの	60	50	40	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	50	40	40	
89	機械すき和紙製造業	60	60	60	
90	手すき和紙製造業	90	90	80	
91	塗工紙製造業	20	20	20	
92	段ボール製造業	40	40	40	
93	重包装紙袋製造業	70	70	70	
94	セロファン製造業	40	40	40	
95	乾式法による繊維板製造業				
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)				
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(76の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	30	30	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	50	50	50	
101	製版業				
102	窒素質・りん酸質肥料製造業				
103	複合肥料製造業				
104	化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く。)	30	30	30	
105	ソーダ工業	20	20	20	
106	電炉工業				
107	無機顔料製造業	(1)黄鉛製造工程を有するもの	60	60	50
		(2)その他のもの	20	20	20

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分	基準値(mg/l)			
		Cc, Cco	Cci	Ccj	
108	無機化学工業製品製造業(105の項から前項までに掲げるものを除く。)	(1)硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄(顔料を除く。)製造工程	70	70	60
		(2)希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程	50	50	50
		(3)その他のもの	20	20	20
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	(1)青酸誘導品含有排水を排出する工程	210	210	200
		(2)塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程	100	90	80
		(3)エピクロルヒドリン製造工程	150	140	130
		(4)その他のもの	60	60	40
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	(1)合成染料又は合成染料中間物の製造工程	200	190	180
		(2)その他のもの	50	50	40
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	(1)メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程	70	70	70
		(2)その他のもの	30	30	30
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	(1)乳重合法による合成ゴム製造工程	70	70	60
		(2)クロロプレンゴム製造工程	140	140	130
		(3)その他のもの	40	40	40
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	(1)有機ゴム薬品製造工程	280	270	260
		(2)有機農薬原体製造工程	200	190	170
		(3)その他のもの	50	50	50
114	石油化学系基礎製品製造業(109の項から前項までに掲げるものを除く。)	60	60	40	
115	脂肪族系中間物製造業	(1)青酸誘導品含有排水を排出する工程	210	210	200
		(2)塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程	100	100	90
		(3)エピクロルヒドリン製造工程	150	140	130
		(4)その他のもの	60	60	50
116	メタン誘導品製造業	30	30	20	
117	発酵工業	120	120	110	
118	コールタール製品製造業	140	130	120	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	(1)合成染料又は合成染料中間物の製造工程	250	210	190
		(2)その他のもの	50	50	30
120	プラスチック製造業	(1)メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程	70	60	50
		(2)硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程	60	60	50
		(3)その他のもの	30	30	30

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分	基準値(mg/l)			
		Cc, Cco	Cci	Ccj	
121	合成ゴム製造業	(1)乳重合法による合成ゴム製造工程	70	70	70
		(2)クロロプレンゴム製造工程	130	130	130
		(3)その他のもの	40	40	40
122	有機化学工業製品製造業(109の項から前項までに掲げるものを除く。)	(1)有機ゴム薬品製造工程	290	280	270
		(2)有機農薬原体製造工程	230	210	170
		(3)その他のもの	50	50	50
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	40	30	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	30	30	30	
125	合成繊維製造業	(1)アクリル系繊維製造工程	60	50	40
		(2)その他のもの	30	30	20
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	30	
127	石けん・合成洗剤製造業	20	10	10	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	40	
129	塗料製造業				
130	印刷インキ製造業	40	40	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	(1)平成8年9月1日前の特定施設に係るもの	80	80	70
		(2)その他のもの	80	80	60
132	医薬品製剤製造業	30	30	30	
133	生物学的製剤製造業				
134	生薬・漢方製剤製造業	20	20	20	
135	動物用医薬品製造業	60	60	50	
136	火薬類製造業				(1)硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程
		(2)その他のもの	30	20	20
137	農薬製造業	30	30	20	
138	合成香料製造業	120	120	110	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業				
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	20	20	20	
143	写真感光材料製造業	10	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	170	170	130	
146	化学工業(102の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	40	40	
147	石油精製業	(1)潤滑油製造工程を有するもの	30	30	30
		(2)その他のもの	20	20	20
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	(1)硫酸洗浄工程を有するもの	40	40	40
		(2)その他のもの	30	30	30
149	コークス製造業	180	180	90	
150	石油コークス製造業	70	70	50	

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分	基準値(mg/l)			
		Cc, Cco	Cci	Ccj	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	60	40	40	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	20	20	
154	なめしかわ製造業	100	100	100	
155	毛皮製造業	50	50	50	
156	板ガラス製造業	10	10	10	
157	板ガラス加工業				
158	ガラス製加工素材製造業				
159	ガラス容器製造業	10	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業				
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業				
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	50	50	50	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30	
164	ガラス・同製品製造業(156の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10	10	
165	生コンクリート製造業				
166	コンクリート製品製造業				
167	セメント製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)				
168	黒鉛電極製造業	20	20	20	
169	砕石製造業				
170	鉱物・土石粉碎等処理業				
172	うわ薬製造業	50	40	30	
173	高炉による製鉄業				(1) コークス炉を有するもの
					(2) その他のもの
175	フェロアロイ製造業	20	20	20	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)				
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)				
179	熱間圧延業(182の項及び183の項に掲げるものを除く。)				
180	冷間圧延業(182の項及び183の項に掲げるものを除く。)				
181	冷間ロール成型形鋼製造業	10	10	10	
182	鋼管製造業				
183	伸鉄業				
184	磨棒鋼製造業				
185	引抜鋼管製造業	20	20	20	
186	伸線業				
187	ブリキ製造業				
188	亜鉛鉄板製造業	20	20	20	
189	めっき鋼管製造業				
190	めっき鉄鋼線製造業				

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分		基準値(mg/l)		
			Cc, Cco	Cci	Ccj
191	表面処理鋼材製造業(187の項から前項までに掲げるものを除く。)		10	10	10
192	鍛鋼製造業				
193	鍛工品製造業				
194	鋳鋼製造業		20	10	10
195	鋳鉄铸件製造業(196の項及び197の項に掲げるものを除く。)		10	10	10
196	鋳鉄管製造業				
197	可鍛鋳鉄製造業				
198	鉄粉製造業				
199	鉄鋼業(173の項から前項までに掲げるものを除く。)				
200	非鉄金属製造業	(1)日平均排水量2,000m <sup>3</sup> 以上の事業場	10	10	10
		(2)日平均排水量2,000m <sup>3</sup> 未満の事業場	20	10	10
201	電気めっき業		40	40	40
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)		20	20	20
203	一般機械器具製造業				
204	電子回路製造業				
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。) 電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業				
206	輸送用機械器具製造業				
207	精密機械器具製造業		10	10	10
208	ガス製造工場		20	20	10
209	下水道業	(1)標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より硬度に下水を処理することができる方法により下水を処理するもの	20	20	20
		(2)その他のもの	20	20	20
210	空瓶卸売業		30	20	20
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)		40	40	30
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	(1)日平均排水量100m <sup>3</sup> 以上の事業場	50	50	40
		(2)日平均排水量100m <sup>3</sup> 未満の事業場	60	50	40
213	飲食店	(1)日平均排水量100m <sup>3</sup> 以上の事業場	50	50	40
		(2)日平均排水量100m <sup>3</sup> 未満の事業場	60	50	40
		(3)平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽を使用するもの	30	30	30
214	宿泊業	(1)日平均排水量100m <sup>3</sup> 以上の事業場	50	50	40
		(2)日平均排水量100m <sup>3</sup> 未満の事業場	60	50	40
		(3)平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽を使用するもの	30	30	30
215	リネンサプライ業		60	50	40
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)		60	50	30
218	写真業又は写真現像・焼付業		70	60	60
219	自動車整備業		30	30	30

化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分	基準値(mg/l)			
		Cc, Cco	Cci	Ccj	
220	病院	(1)平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽を使用するもの	30	30	30
		(2)その他のもの	50	40	40
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	(1)処理対象人員が5,001人以上	30	30	30
		(2)処理対象人員が2,000人以上5,000人以下	40	30	30
		(3)処理対象人員が2,000人未満	60	40	30
		(4)第二欄により算定した処理対象人員が5,000人以下のものにあつて、昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のもの	60	40	30
		(5)第二欄に規定する表に定める構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	20	20	20
		(6)平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽を使用するもの	30	30	30
		(7)備考(6)のうち、基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	20	20	20
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限る。)	(1)昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のもの	80	80	40
		(2)平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽	30	30	30
		(3)その他のもの	60	60	40
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	(1)日平均排水量が3,000m <sup>3</sup> 以上のもの	40	40	30
		(2)日平均排水量が3,000m <sup>3</sup> 未満のもの	50	40	30
		(3)嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	30	30	20
		(4)昭和62年6月30日以前に設置されたもの	40	40	30
224	ごみ処理業	30	30	30	
225	廃油処理業	20	20	20	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	40	30	20	
227	死亡獣畜取扱業	40	40	40	
228	と畜業				
229	中央卸売市場	20	20	20	
230	地方卸売市場				
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	40	30	20	



化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準

項番号	業 種 そ の 他 の 区 分	基準値(mg/l)			
		Cc, Cco	Cci	Ccj	
232	2の項から前項までに分類されないもの	(1) 食料品製造業(5の項から40の項までに掲げるものを除く。)	70	40	30
		(2) 窯業土石製品製造業(156の項から171の項までに掲げるものは除く。)	20	20	20
		(3) 水道業及び工業用水道業			
		(4) 自動式車輛洗浄施設を有するもの	40	30	30
		(5) 指定地域内事業場のし尿又は雑排水(221の項及び222の項に掲げるものを除く。)	60	40	30
		(6) その他のもの			